改正

平成12年12月22日条例第80号 平成16年12月20日条例第54号 平成19年3月16日条例第11号 平成27年3月20日条例第3号 平成27年12月25日条例第52号 平成31年3月15日条例第2号 令和4年12月23日条例第33号

山形県議会情報公開条例をここに公布する。

山形県議会情報公開条例

(目的)

- 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の山形県議会(以下「議会」という。)の活動に 関する情報の公開を請求する権利につき定めることにより、議会の活動について県民に説明する責務が 全うされるようにするとともに、議会の活動についての県民の理解と信頼を深め、もって県民により身 近で、かつ、広く開かれた県民本位の議会の実現に寄与することを目的とする。 (定義)
- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公文書 山形県議会議員(以下「議員」という。)又は山形県議会事務局(以下「議会事務局」という。)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号。以下「県条例」という。)第2条第3号に規定する規則で定める記録媒体であって、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして山形県議会議長(以下「議長」という。)が保有しているものをいう。ただし、一般に入手することができるもの及び一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているものを除く。
 - (2) 開示 閲覧に供し、又は写しを交付することその他県条例第2条第4号に規定する規則で定める 記録媒体については同号に規定する規則で定める方法により情報を提供することをいう。

(適正使用)

第3条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求するものは、この条例により認められた権利 を正当に行使するとともに、公文書の開示により得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しな ければならない。

(開示の請求)

- 第4条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、公文書の開示を請求することができる。
- 2 前項の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を議長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはそ の代表者の氏名
 - (2) 開示を請求する公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の規定による公文書の開示の請求 (以下「開示請求」という。)をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定め て、その補正を求めることができる。この場合において、議長は開示請求者に対し、補正の参考となる 情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務等)

- 第5条 議長は、開示請求があった場合は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書の開示をしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合は、議長は、当 該公文書の開示をしてはならない。
- 3 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分(以下「不開示部分」という。)が当該不開示部分を除いた部分(以下「開示部分」とい

- う。)と容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、議長は、開示請求者に対し、 当該開示部分の開示をしなければならない。ただし、当該開示部分に客観的に有意な情報が記録されて いないと認められるときは、この限りでない。
- 4 閲覧の方法による公文書の開示にあっては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがある と認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 (不開示情報等)
- 第6条 前条に規定する不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。
 - (1) 法令、他の条例及び会議規則(以下「法令等」という。)の規定又は県条例第2条第1号に規定する実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示により、公にしてはならないこととされている情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - 口 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政 法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報(開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして県条例第6条第1項第2号口に規定する規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。)
 - ハ 人の生命、身体、健康、財産又は生活(以下「人の生命等」という。)を保護するため、開示を することがより必要であると認められる情報
 - 二 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの(開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。)として議長が定めるもの
 - (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から人の生命等を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報を除く。
 - イ 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報
 - ロ 議会からの要請を受けて、公にしないとの約束(法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。)の下に、任意に提供された情報
 - (4) 開示をすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めるに足りる相当の理由がある情報
 - (5) 議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (6) 議会、議会以外の県の機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人 が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事 務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を 困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地 方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- 二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る 事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 議員又は議員により構成される団体の活動に関する情報であって、開示をすることにより、議員 又は議員により構成される団体の活動に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めるに足りる相当の理 由があるもの
- 2 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることが、前条第2項の規定により保護しようとする利益を前項の不開示情報を公にする場合と同様に害することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにせず、当該公文書の開示をしないことができる。

(公益上の理由による裁量的開示)

第6条の2 議長は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に 必要があると認めるときは、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公 文書の開示をすることができる。

(開示請求に対する決定等)

- 第7条 議長は、開示請求に係る公文書の開示をするときは、開示請求があった日から14日以内に、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。
- 2 議長は、開示請求に係る公文書の開示をしないときは、開示請求があった日から14日以内に、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 次の各号に掲げる日数は、前2項の期間に算入しない。
 - (1) 第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数
 - (2) 議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている場合にあっては、当該議長及び副議長がともに欠けている期間の日数
- 4 議長は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項及び第2項の期間内に第1項及び第2項に 規定する決定(以下「開示等決定」という。)をすることができないときは、30日を限度として、これ を延長することができる。この場合においては、議長は、開示請求者に対し、その旨、第1項及び第2 項の期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。
- 5 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、議長は、当該公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項及び第2項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

- 第8条 開示請求に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者 以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、議長は、開示等決定を するに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。
- 2 前項の場合において、第6条第1項第2号ハ、同項第3号ただし書又は第6条の2の規定に該当することにより開示の決定をする公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、議長は、開示等決定をするに際し、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合等相当の理由があるときは、この限りでない。
- 3 議長は、第1項の規定により第三者の意見を聴き、又は前項の規定により第三者に意見を述べる機会を与えた場合において、当該第三者に関する情報が記録されている公文書の開示の決定をしたときは、 当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

(手数料)

第9条 県は、開示請求に係る公文書の開示の決定を受けたもののうち次の各号に掲げるものから手数料を徴収する。

- (1) 文書、図画又は写真について写しの交付により開示を受けるもの
- (2) 第2条第1号に規定する情報が記録された県条例第2条第3号に規定する規則で定める記録媒体 について開示を受けるもの
- 2 前項の手数料の額、既に納められた手数料の還付及び手数料の免除については、県条例第10条の規定 の例による。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第9条の2 開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26 年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

- 第10条 開示等決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、議長は、次に掲げる場合を除き、山形県議会情報公開審査会(以下「審査会」という。)に意見を求めて、当該審査請求に対する裁決をするものとする。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合 (審査会の設置)
- 第11条 審査請求について、議長の意見の求めに応じ、調査審議させるため、審査会を置く。
- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

- 第12条 委員は、議員及び学識経験のある者のうちから議長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会についての委任)

- 第13条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。 (他の制度との調整)
- **第14条** 法令等の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

(会議録の公開等及び情報公開の総合的な推進)

- 第15条 議長は、この条例に定める公文書の開示のほか、会議規則に基づき配布用に調製した会議録及び 山形県議会委員会条例(昭和50年3月県条例第5号)第26条に規定する記録の積極的な公開に努めると ともに、議会の活動に関する情報の提供その他情報公開に関する施策の充実を図り、県民に対する議会 の情報公開の総合的な推進に努めるものとする。
- 2 議長は、この条例の円滑な運用を確保するため、資料の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

- **第16条** 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。 (公文書の管理)
- 第17条 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。
- 2 議長は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項に ついて定めるとともに、これを公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第80号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成13年4月1日から施行する。 **附 則**(平成16年12月20日条例第54号)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の山形県議会情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる公文書の開示の請求について適用し、この条例の施行の日前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月16日条例第11号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号ロの改正規定は、同年10月 1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第52号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の第10条に規定する異議申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月15日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月23日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。